

まず、「外貨建取引等会計処理基準注 10」では、「その他有価証券に属する債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理することができる。」とされており、「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」では、「外貨建債券については、外貨基準の注解(注 10)により、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額(外貨ベースでの評価差額を決算時の直物為替相場で換算した金額)を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することができる。」(16 項)とされています。

ここでは、償却原価法の適用を排除しなければならない旨の規定はないことから、「注 10 を適用するときには常に有価証券利息を計上しない」ということにはならないものと思われます。本問で償却原価法の適用をしなかったのは、「注 4 に償却原価法を適用する、と書いていない」ためと考えてください。

ただし、より正確には、償却原価法は、金利の調整と認められる場合に適用されるものであり、(注 2 でこの指示が示されているのに、)注 4 ではこの指示がないのであれば、適用することができないと考えてください。

なお、この点については、出題者の意図として、あえて記載しないこと(あまり良くない表現かもしれませんが、いわゆる「ひっかけ問題」も含めて)も考えられますので注意してください。